

パブリック・コメントで提出された意見の内容と意見に対する市議会の考え方について

1 パブリック・コメントの概要

案件名	鳥栖市手話言語条例（案）
意見募集期間	令和7年7月1日～令和7年7月31日
意見提出数	13件（6名）

2 意見の内容と市議会の考え方

鳥栖市手話言語条例（案）に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する市議会の考え方を次のとおり整理しました。

番号	該当箇所	内容	市議会の考え方（回答案）
1	第2条 （基本理念）	追記＞また、手話の普及は、手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本として行わなければならない。	ご意見を踏まえて、「その権利を尊重すること」の次に「及び手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であること」を追加します。
2	第3条 （市の責務）	・公的機関及び事業者が合理的な配慮を行うことができるようにすること。 ・ろう者及び情報保障支援従事者等、公的機関及び事業者の協力を得て、手話等コミュニケーション手段の意義及び基本理念に対する市民の理解を深めるための取組を行うこと。 ・ろう者が地域社会において手話等コミュニケーション手段を利用することができる環境の整備を促進すること。 ・利用者、情報保障支援従事者等その他の関係者が手話等コミュニケーション手段を利用できるようにするためにを行う調査及び研究並びにその成果の普及に協力すること。	各施策の実施については、本条例第5条各号の各施策担当部署において、事業を行う位置づけとして整理しています。いただいたご意見は、各施策担当部署と共有し、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。

3	第4条 (市民及び事業者の役割)	・「市民は～」は記載があるものの、「事業者は～」の記載がない。 ・事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するとともに、地域において情報保障支援事業者と連携し、ろう者が手話コミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的な配慮を行うよう努めるものとする。 ・「サービス」この文言は曖昧であり誤解を受けるおそれがあるので、ここでは具体的に下記の通りしてはどうか。「行政対応や手続、相談業務や支援活動」	事業者については、本条例第4条第2項に規定しています。「サービス」という文言は、事業者が提供するものとして日常生活及び社会生活全般にかかる分野を広く対象としているため、例示していません。
---	---------------------	---	--

4	第5条 (施策の策定及び推進)	条例の内容はすばらしいものだと思います。しかし、本来なら条例がなくても、共存して生きていくためには当たり前にやらなければいけない内容だとも思いました。なので、条例を作成したことで終わらないようにしてほしいです。特に骨子（４）の手話言語を使用しやすい環境という部分においては、通訳者を配置したり、IT 利用した物だったりなど具体的な表現が必要かと思いました。また、施策の策定及び推進の部分では、漠然としている印象ですが、大切なのは具体的に何をしていくのかしっかり計画を立てることだと思います。特に災害時の情報提供などは命に関わることなので、事前に準備しておくことは本当に重要だと考えます。障害者はろう者だけではありませんが、どんな障害をお持ちの方でも、安心安全で過ごせる町になってほしいと心から願います。どうぞよろしくお願い致します。	いただいたご意見は、関係部署と共有し、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
5	第5条 (施策の策定及び推進)	追加条項＜学校における手話の普及＞ ・市は、学校において、ろう児童生徒が手話で学ぶことができるよう、又勉学やコミュニケーション等情報を保障するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ・市は、市民が手話に関する理解を深める為、学校教育における手話の普及啓発を行うものとする。 手話言語コミュニケーション施策推進協議会のたちあげと、教育現場との連携により、当条例の意義が生きたものとなると信じる。	いただいたご意見は、関係部署と共有します。なお、本条例第5条各号については、各施策の実施を各施策担当部署において事業を行う位置づけとして整理しています。市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。

6	第5条 (施策の策定及び推進)	弊団体は、全都道府県に支部をもつ全国組織の団体です。聴覚障害者の福祉の向上と手話通訳の制度化のために聴覚障害の当事者である「全日本ろうあ連盟」と共に、活動を行っています。この度は、手話言語条例案をご提出いただきありがとうございます。国の方でも今年の6月に「手話施策推進法」が制定施行されました。しかし、実際は聞こえない人の社会参加に、まだまだ多くの障壁があります。コミュニケーションが取れず、人との関係が築けず孤立する場面が多くみられます。「いつでもどこでもだれとでも」手話言語で意思疎通ができる社会を目指して、左記の施策にぜひ「手話通訳者の設置」を事業として盛り込んでほしいと考えます。貴市におかれましては、以前市役所内に週1日設置通訳者が配置されていましたが、庁舎内の通訳のみでした。聞こえない人の相談事業もしつつ、手話言語の理解・普及のために庁舎外での業務も検討いただけるとこの条例がより良いものになると考えます。ぜひ、ご検討ください。	いただいたご意見は、関係部署と共有し、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
---	--------------------	--	--

7	第5条 (施策の策定及び推進)	私は聴覚障害者ではありませんが、都道府県に支部をもつ全国組織の団体であり、聴覚障害者の福祉の向上と手話通訳の制度化のために聴覚障害の当事者である「一般財団法人全日本ろうあ連盟」と共に、活動を続けています。この度の鳥栖市の手話言語条例案のご提出、大変ありがたいと思います。施策案を読ませていただきました。こちらの内容が実現できれば、手話を第一言語とする聴覚障害者にとって、必要な情報を聞こえる人と同時に得、自分で考え、選択し実行することが容易になれると信じております。そのためには、この施策が確実に行われていることの検証が必要かと考えます。現在も当条例に向けての検討委員会等が開催されていることと思いますが、条文の中に例えば…『市は、施策の推進方針を定めるとともに、実施状況の点検、見直しのため、聴覚障害者及び意思疎通支援者等が参画する手話言語施策推進会議（「推進会議」）を設置することや、この推進会議の組織及び運営に関し必要な事項を、別に定める、また市長は、施策の推進の実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない』等の文言を加えていただき、当事者や関係団体を構成員とし、施策が実を結んでいるか検証をしていただき、絵に描いた餅で終わらせないためにも必要かと考えます。よろしくお願いいたします。	各施策の検証は、本条例第7条に毎年度、議会に報告することを明記し、市議会が監視・評価をさせていただくこととしています。
---	--------------------	---	--

8	第5条 (施策の策定及び推進)	こちらの条文については、あまりにも雑然と文字が並んでおり、わかりづらい。これらについては、手話言語等コミュニケーション施策推進協議会を置き、予算も含め協議する会を置く必要があると考える。	本条例第5条各号については、各施策の実施を各施策担当部署において事業を行う位置づけとして整理しています。各施策の検証を本条例第7条で毎年度、議会に報告することを明記し、市議会が監視・評価をしていくこととしています。
9	第6条 (財政措置)	追記> (手話言語等コミュニケーション施策推進協議会で協議した) 予算の範囲内において	各施策の検証を本条例第7条で毎年度、議会に報告することを明記し、市議会が監視・評価をしていくこととしています。
10	第7条 (議会への報告)	手話言語等コミュニケーション施策推進協議会は、毎年度、取組・実施状況を議会に報告するものとする。	各施策の検証を本条例第7条で毎年度、議会に報告することを明記し、市議会が監視・評価をしていくこととしています。
11		手話への理解を広げるために 1. 小学3～4年生のときに授業時間として年に1～2度取り入れる。(基山町ではそれが定着していて、中高生になっても続けたい気持になっている様です。) 2. 手話を使われるろう者の方が、もっと健聴者と活発に議論を交わしたり、社会参加が出来るような状況をつくる。(小郡市の方たちから学びました。) 3. 市・社協が本気で取り組んで下さると良いと思います。	いただいたご意見は、関係部署と共有し、市議会として具体的な施策を監視・評価する上での参考とさせていただきます。
12		手話はろう者の命であるということ認識して欲しい。手話で情報を知る権利をさまたげてはいけない、それこそが憲法違反です。鳥栖市の福祉はずさん過ぎると思います。他の市の事をもっと学んで下さい。	本条例の前文に「手話は言語として位置付けられたが、手話言語に対する理解や啓発、手話を使用する環境整備を未だ感じる状況に至っていないこと」と現状を明記し、手話言語の普及、手話言語の使用しやすい環境の整備を図ることで、共生社会の実現を目指すこととしています。

13		まずは、手話言語について、条例制定を目的として学んでおられるのであれば、下記の事をしっかりと心に刻んでほしい。「国民の権利及び義務」当憲法があるにもかかわらず、あまりにも日本は権利が守られない国である事に辟易している。この手話言語条例は、ろう者の「知る権利」と「国の義務」であることを忘れてはいけない。議員だけが満足する条例で、市民はだれもしらない条例はもはや不要である。また、当事者（ろう者）不在の条例もまた無意味である。鳥栖の福祉は、他の市町村と比べて、かなり遅れており、市主催の行事さえ手話通訳がない。これでは、平等に情報を得ることさえできない現状をご存知か。他市町村から笑われる現状をご存知か。とはいえ、今回の条例制定に向けて動きはじめた事は評価する。	本条例の前文に「手話は言語として位置付けられたが、手話言語に対する理解や啓発、手話を使用する環境整備を未だ感じる状況に至っていないこと」と現状を明記し、手話言語の普及、手話言語の使用しやすい環境の整備を図ることで、共生社会の実現を目指すこととしています。
----	--	---	--